

**【規制強化】**  
**管内全体の不法占用物に対する警告**  
**(第2回)**

# 1 管内第1次対象物 警告一覧表

➤ 出雲県土整備事務所管内における河川区域内の不法占有物の中から、地域防災、生活環境等への悪影響が特に大きいと想定される物件を第1次対象物として抽出。

➤ 第1次対象物に対し、平成29年12月に第1回、平成30年4月に第2回の警告を行っている。

管内第1次対象物 警告書貼付実施一覧表

区分	水系	河川名	第1回 (H29.12)		第2回 (H30.4)		区分	水系	河川名	第1回 (H29.12)		第2回 (H30.4)		
			係留船	工作物	係留船	工作物				係留船	工作物	係留船	工作物	
1級水系	斐伊川	新建川	21	0	20	0	2級水系	堀川	堀川	170	0	170	0	
		七日市川		0		0		十間川	十間川 (神西湖を含む)	33	1	33	0	
		新石川		6		1				常楽寺川	28	0	28	0
		本谷川		2		2				保知石川		2		2
		五右衛門川	1	0	1	0				花月川		1		0
		高瀬川		2		0				小田川		1		1
		万蔵寺川		16		7		相代川		1		1		
		郡境川		2		1		計	231	6	231	4		
		論田川		2		1		全体合計	269	49	267	24		
		平田船川	3	2	3	1								
		湯谷川	13	0	12	0								
		苅藻谷川		2		1								
		多久谷川		1		1								
		伊野川		2		1								
		新田川		2		1								
		西谷川		3		2								
		稗原川		1		1								
	計	38	43	36	20									

< 警告書 >

【管内第1次対象物—第2回】

# 警告

この場所は島根県出雲県土整備事務所が管理している河川区域です。

河川区域に**無許可**で工作物等を設置したり、**※船舶を係留**したりすることは、**河川法に違反**しますので**撤去**してください。

※今回は漁船登録船舶は対象外としています。

平成30年 4月 1日

島根県出雲県土整備事務所

維持管理部 管理第一課・二課

TEL 0853-30-5632・5712

< 警告状況 >

### ● 係留船



新建川



十間川



堀川(右岸)



堀川(左岸)

### ● 工作物

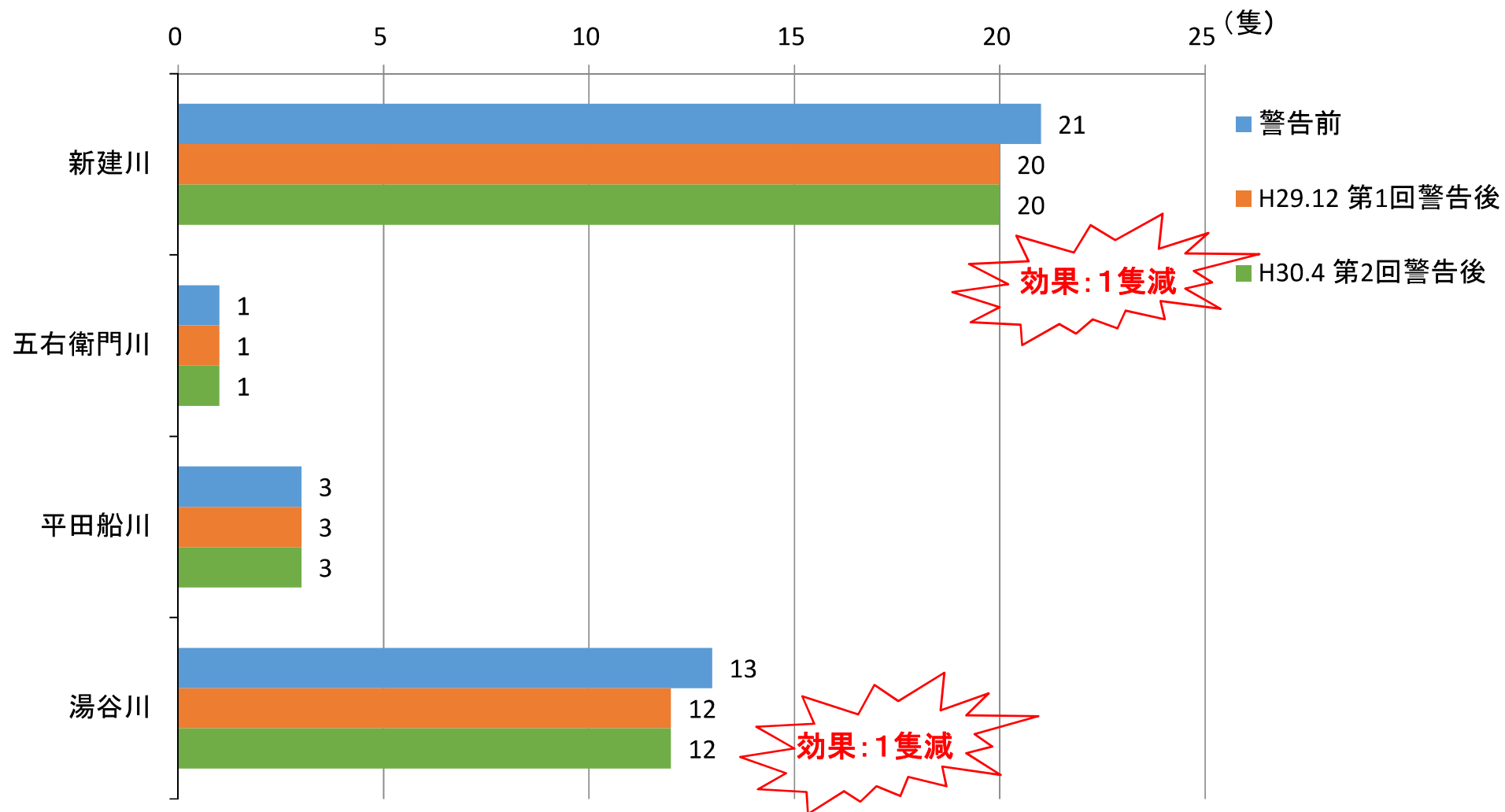


多久谷川

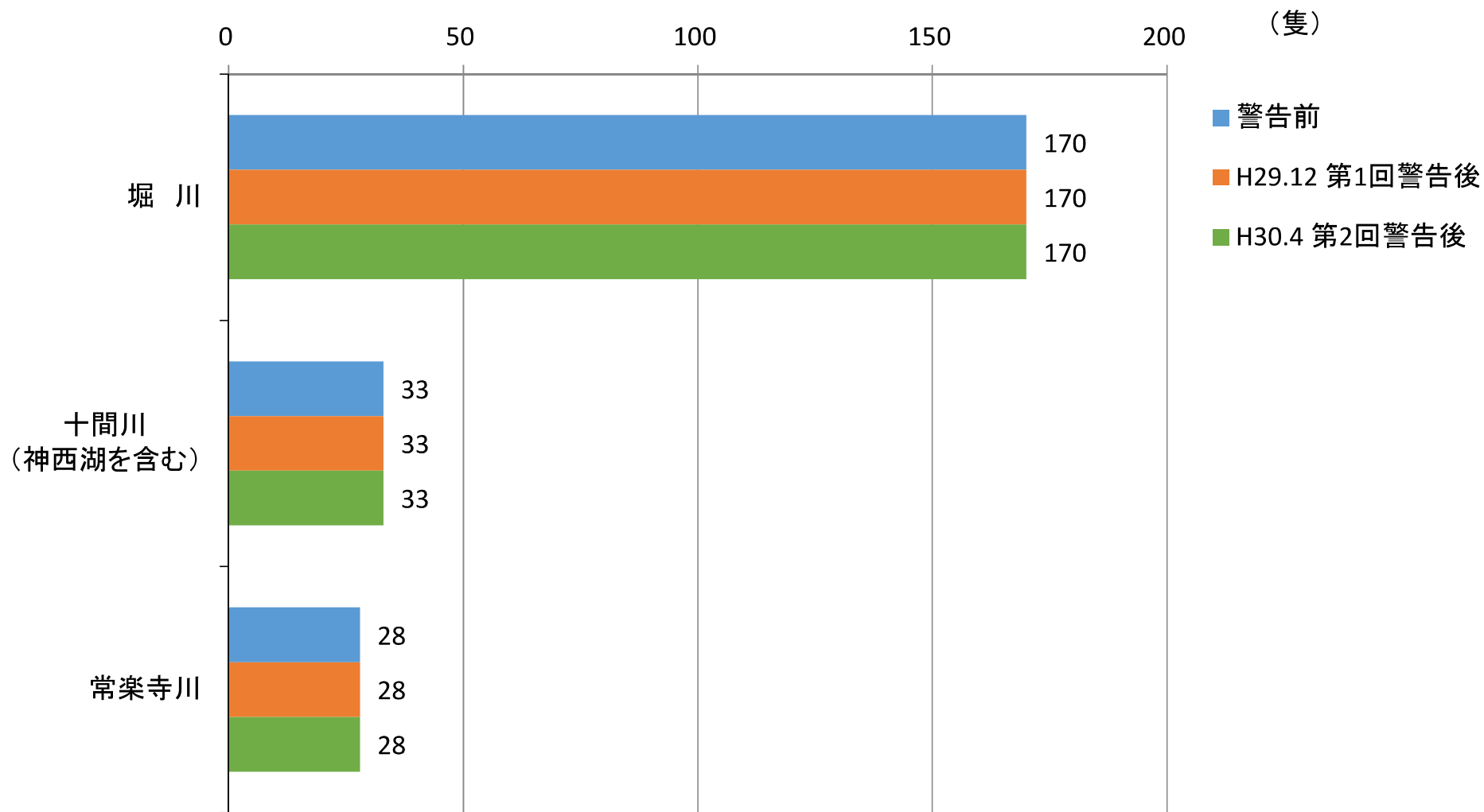


論田川

### 3-(1) 警告後の推移(1級水系:係留船)

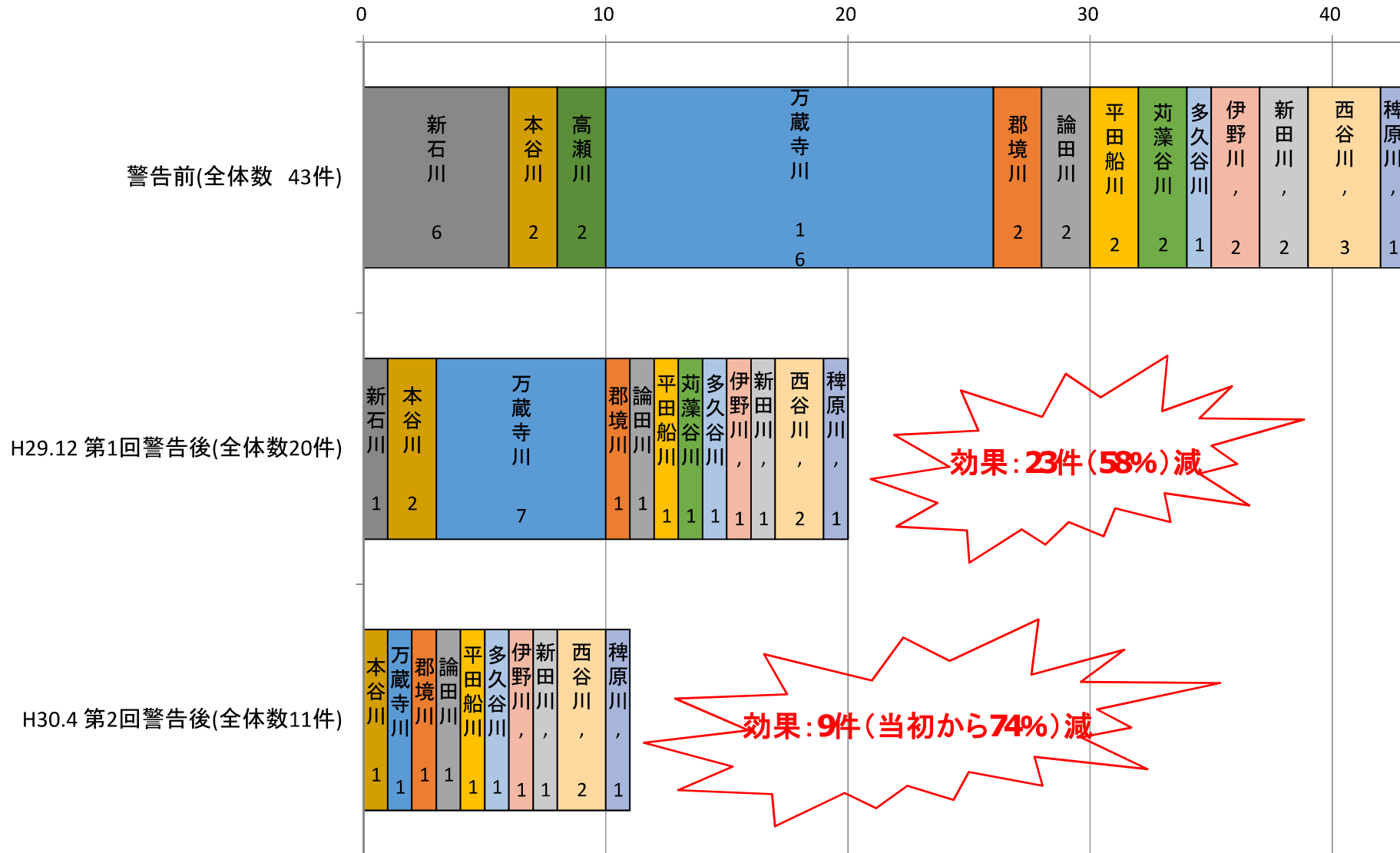


### 3-2 警告後の推移(2級水系:係留船)



# 3-(3) 警告後の推移(1級水系:工作物)

(件)



### 3-4 警告後の推移(2級水系:工作物)

